

令和3年9月16日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症に係る医療用酸素ポンベの代わりに
工業用酸素ポンベを用いて医療用酸素ガスを供給すること等について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。

公益社団法人日本医師会

副会長 猪口 雄二

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る医療用酸素ガスポンベの代わりに工業用酸素
ガスポンベを用いて医療用酸素ガスを供給すること等について（医療機関及
び製造販売業者等への周知依頼）

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より各都道府県等衛生
主管部（局）に対し、標記の事務連絡が出されるとともに、本会に対しても周
知方依頼がありました。

本件は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染がこれまでに経験したことの
ない拡大となっている状況における患者への医療用酸素ガスの供給に際し、医療
用酸素ガスポンベ等が枯渇したことにより、やむを得ず工業用ガスポンベを医療
用ガスポンベとして使用する場合や、やむを得ず工業用液化酸素ガス超低温容器
を医療用液化ガス超低温容器として使用する場合の取扱いについて、「酸素ガス専
用の工業用ガスポンベ（黒色）を使用すること」、「在宅酸素療法の患者等への使
用に際し、緊急避難的な状況における工業用ガスポンベの暫定使用であることを
可能な限り説明すること」等のそれぞれ8点の条件を示すものであります。

なお、今般の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数等
が急速に増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の感染状
況の変化等を踏まえ、取扱いが変更・廃止される際には、厚生労働省からその旨
が連絡されることとされていることを申し添えいたします。